

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の運用上の留意事項等について

平成27年10月5日

務 第 2028号

警 察 本 部 長

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の運用上の留意事項等について（通達）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）が制定され、平成27年10月5日から個人番号の指定及び通知に関する規定並びに平成28年1月1日から個人番号の利用及び個人番号カードの交付に関する規定がそれぞれ施行されることに伴い、法の概要、解釈及び運用上の留意事項について、平成27年10月5日から次のとおりとするので誤りのないようにされたい。

記

第1 法の概要

1 趣旨

行政運営の効率化及び行政分野におけるより公正な給付及び負担の確保を図り、かつ、手続の簡素化による負担の軽減その他の利便性の向上を得られるようにするため、社会保障制度、税制等の行政事務を処理する者による個人番号の有する特定の個人を識別する機能の活用等に関して必要な事項を定めたものである（法第1条）。

2 利用範囲

個人番号の利用は、次の(1)から(5)までに掲げる場合に限られる（法第9条）。

- (1) 社会保障制度、税制等の行政事務を処理する行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者が、当該社会保障制度、税制等の行政事務の処理に関して保有する特定個人情報ファイル（個人番号をその内容に含む個人情報ファイルをいう。）において個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用する場合（同条第1項、法別表第1）
- (2) 地方公共団体が、社会保障制度、税制等の行政事務であって、条例で定めるものの処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用する場合（同条第2項）

- (3) 前記(1)又は(2)に規定する事務の処理に関して必要とされる他人の個人番号を利用した事務を行うものとされた者が、当該事務を行うために必要な範囲で個人番号を利用する場合（同条第3項）
- (4) 激甚災害が発生した場合等において、前記(3)に掲げる者のうち、金融機関等があらかじめ締結した契約に基づく金銭の支払を行うために必要な限度で個人番号を利用する場合（同条第4項）
- (5) 法第19条第11号（特定個人情報保護委員会の報告徴収）、第12号（刑事事件の捜査等）、第13号（人の生命、身体又は財産の保護）及び第14号（その他特定個人情報保護委員会規則で定める場合）までのいずれかに該当して特定個人情報の提供を受けた者が、その提供を受けた目的を達成するために必要な限度で個人番号を利用する場合（同条第5項）

3 個人番号の提供の要求等の制限

何人も、法第19条各号に該当する場合を除き、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 個人番号の提供の要求（法第15条）
- (2) 特定個人情報の提供（法第19条）
- (3) 特定個人情報の収集又は保管（法第20条）

第2 解釈及び運用上の留意事項

1 警察における個人番号の利用範囲

警察における個人番号の利用は、(1)及び(2)に掲げる場合に限定され、当該利用範囲以外に個人番号を利用することは認められておらず、その提供要求、特定個人情報の提供並びに特定個人情報の収集及び保管が一切禁止されている。

- (1) 社会保障制度、税制等の行政事務の処理に関して必要とされる事業主としての給与関係事務等における利用（前記第1の2(3)）
- (2) 刑事事件の捜査等又は人の生命、身体若しくは財産の保護の目的を達成するために必要な限度の利用（前記第1の2(5)）

ア 刑事事件の捜査等が行われるとき（法第19条第12号）

(ア) 刑事事件の捜査が行われるとき

- (1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成26年政令第155号）別表に掲げる手続が行われるとき

イ 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合において、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき（法第19条第13号）

(ア) 「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合」としては、具体的には、例えば次のような場合が想定される。

a 警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）第3条の規定により、保護等の措置を行う場合

b 遺失物法（平成18年法律第73号）の規定により、個人番号カード等特定個人情報を含む物件を取り扱う場合

c 留置施設において刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）の規定により、被留置者等に係る物品等の領置、一時保管等を行うに当たり、被留置者等が所持している個人番号カード等特定個人情報を含む物品を保管する場合

(イ) 「本人の同意を得ることが困難であるとき」とは、本人が人事不省の状態に陥り同意を求めることができないときのほか、本人が同意を拒否した場合も含み得ると解されており、例えば、泥酔者が路上で個人番号カードを含む所持品を散乱させ、それが遺失する危険性があるにもかかわらず、警察官が保管を求めても、頑強に拒否するような場合も含まれる。

2 個人番号の収集、保管等に係る解釈及び運用上の留意事項

(1) 前記1に掲げる利用範囲以外の場合であっても、身分確認のために個人番号カードの提示を受けるなど、特定個人情報を閲覧することのみでは「特定個人情報の収集」に該当しないこととされているものの、記載された個人番号を書き取る、個人番号が記載された部分を複写するなどして保管することは、「特定個人情報の収集」又は「特定個人情報の保管」に該当し、禁止されている。

(2) 前記(1)にかかわらず、通知カードについては、一般的な本人確認の手続の際の本人確認書類として取り扱うことが適当でないことから、警察署の窓口等において許認可事務等の手続の一部として本人確認を行う際に、通知カードを本人確認書類として取り扱うことは、閲覧にとどまる場合であっても差し控えること。

(3) 法令に基づき、個人番号が記載された住民票の写し等の提出を受ける場合であっても、前記1に掲げる利用範囲に当たらないときは、「特定個人情報の収集」に該当する

ことから、提出者に対し、個人番号が記載された部分のマスキング等の措置を施すよう
教示した上で提出を求めること。

なお、法令上単に「住民票」と規定されている場合には、個人番号が記載されてい
ない住民票で足りる。

実施日

この通達は、平成27年10月5日から実施する。